The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞中華人民共和国刑法改正法（一一）：刑法修正案（十一）
Author(s)	坂口, 一成
Citation	阪大法学. 2021, 71(1), p. 301-325
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87350
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中華人民共和国刑法改正法（一一）

――刑法修正案（十一）

坂口　一成／訳

訳者まえがき

中華人民共和国刑法（一九七九年七月一日全国人民代表大会（以下「全人大」と略）採択、一九九七年三月一四日同全面改正、同日公布、同年一〇月一日施行。以下「現行刑法」と呼ぶ。また改正前のものを「旧刑法」と呼ぶ）が、二〇二〇年一二月二六日に全人大常務委員会（以下「全人大常委会」と略）で採択された「中華人民共和国刑法改正法［修正案］（一一）」により改正された（同日公布、二〇二一年三月一日施行。なお［　］は中国語であることを示す。以下同じ）。現行刑法施行後、一三度目の改正となる。[1] 今次の改正においては、刑法四九〇ヶ条[2]のうち三三ヶ条が改正された上で、一四ヶ条が新設された。比較的大きな改正であると思われるため、訳出した上で、理解の便宜を図るため、新旧対照表にまとめることとした。[3] 底本は『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』誌を用いた。[4]

訳出に先立ち、以下であらかじめ対照表・訳し方について説明しておく。

（一）対照表

本表の上段の「条」は、改正法の条数を指す。改正法は計四八ヶ条であるが、四八条は施行日を定めたものであるため、本表には入れていない。

条が複数の項からなるときは、各項の冒頭に項数を示す丸数字を付け加えた。号数を示す「（一）」等は原文にある（なお原文は横書きである）。

【　】内は罪名である（丸数字は項数）。罪名は法律には規定されておらず、最高人民法院または最高人民検察院が司法解釈により定めている。現行刑法下においては、最初はそれぞれが別に定めた（最高人民法院「『中華人民共和国刑法』の執行における罪名の確定に関する規定」（一九九七年一二月九日採択、同月一六日公布・施行）、最高人民検察院「刑法各則に規定する犯罪の罪名の適用に関する意見」（一九九七年一二月二五日））。もっとも、両者に不一致があったことから、最高人民法院・最高人民検察院「『中華人民共和国刑法』の執行における罪名の確定に関する補充規定」（採択日不明、二〇〇二年三月一五日公布、同月二六日施行）以降は、連名で出されるようになった。[5] 補充規定は次に出された同（二）からは順に番号が付され、最新のものは同（七）（二〇二一年二月二二日最高法・同月二六日最高検採択、同月二六日公布、同年三月一日施行）であり、改正法（一〇）および（一一）を対象とする。

改正部分には傍線を付した。なお、これは原文に準拠し、かつある程度意味のあるまとまりを単位として付すこととした。また、項数を示す丸数字もその対象とした。〔　〕は訳者による補足である。改正法が条文の一部の項だけを対象とする場合、対象外の項は省略し、その旨を示した。項・号の「新設」は、改正前の条文から分離独立された場合でも、形式的に判断した。これまでに改正等がなされた条文については、「改正前」の末尾にその旨を

示した。

（二）訳し方

訳語の選定に際しては、既存の翻訳[6]のほか、主に郎勝主編『中華人民共和国刑法釈義（第六版）』（法律出版社、二〇一五年）、許永安主編『中華人民共和国刑法修正案（十一）解読』（中国法制出版社、二〇二一年）を参照した。なお、あわせてこれまで訳者が用いてきた訳語の見直しも行った。

［。：；］は「。」と、［，］は「、」とした。［、］は法令上一般に並列関係を示す。解釈の余地があるため原則として「・」とした。ただし、［甲、乙或者丙］等の形において、一段階の並列関係であることが明確と考えられるときは「、」とした。このほか、「、」および「・」については原文に対応する符号がない場合であっても、理解の便宜を図るために入れた。後者は語句が接続詞等を介さず連続して配置されている場合において、そのままでは分かりにくいと思われるときに限り用いた（刑法一七六条三項、四〇八条の一第一項三号参照）。

個別の訳語等について次の六点を補足しておく（以下の条数は特に注記のない限り、今次の改正前後に共通する刑法のそれを指す）。①「販売」の原語には［販売］と［銷售］の二つがある。前者は一七条二項だけであり、他はいずれも後者である。[7] ②［追訴］（改正後刑法一七条三項）は広く刑事責任を追及する活動（起訴のみならず捜査等をも含む）を指すことから、[8]「刑事責任追及」と訳した。もっとも、これとは別に［追究刑事責任］という表現もある（同条四項）。③［票拠］（一七五条の一、一九一条一項二号）は［票拠］法二条二項によれば、「為替手形、約束手形および小切手」を意味する。「手形・小切手」などと訳すのが一般的であると思われるが、「手形」は小切手を含む広い意味で用いられることもあるという。[9] そこで本訳はこの意味で「手形」と訳した。なお一九一条一項二号の「金融手形」［金融票拠］について、刑法所定のそれは「一般に特に為替手形・約束手形・小切手とい

う三種類の銀行手形を指す」[10]とされる。④［機構］は原則として「機構」と訳したが、［金融機構］（一七五条の一）については――［機関］もある（例えば三〇条）が――日本語の慣用により「金融機関」と訳した。⑤四五〇条には「将校」が二回登場する。これらの原語は異なり、順に［軍官］、［警官］である。⑥度々登場する［単位］は訳しがたいため原語のまま表記した。なお、三〇条は［単位犯罪］の具体的主体について「会社・企業・非営利事業［単位］・機関・団体］を定める。[11]特に以上についての適訳の探究は今後の課題としたい。

（1）　改正法は最初のものを除き、二番目のもの（同（二））から順に番号が振られており、本改正法が一一番目のものとなる。同（一〇）までの採択および公布の日（施行日）は順に①一九九九年一二月二五日（同日）、②二〇〇一年八月三一日（同日）、③二〇〇一年一二月二九日（同日）、④二〇〇二年一二月二八日（同日）、⑤二〇〇五年二月二八日（同日）、⑥二〇〇六年六月二九日（同日）、⑦二〇〇九年二月二八日（同日）、⑧二〇一一年二月二五日（同年五月一日）、⑨二〇一五年八月二九日（同年一一月一日）、⑩二〇一七年一一月四日（同日）である（丸数字は、①が便宜的に付したものであることを除き、改正法の番号を指す）。このほか、「外貨の詐欺的購入、外貨不法流出および外貨不法売買の犯罪の処罰に関する決定」（一九九八年一二月二九日採択、同日公布・施行）および「一部の法律を改正することに関する決定」（二〇〇九年八月二七日採択、同日公布・施行）がある。以上はいずれも全人大常委会が採択した。

（2）　郎勝「我国刑法的新発展」中国法学二〇一七年五期二四頁参照。なお、これには上記一九九八年の決定一条（外貨詐欺的購入罪を創設）は含まれていない。

（3）　改正法は「一、刑法第一七条を次のように改正する。……」という形式である。

（4）　具体的には「中華人民共和国刑法修正案（十一）」同誌二〇二一年一期ならびに「中華人民共和国刑法」同誌一九九七年二期、「中華人民共和国刑法修正案（三）」同誌二〇〇二年一期、「中華人民共和国刑法修正案（六）」同誌二〇〇六年六期、「中華人民共和国刑法修正案（八）」同誌二〇一一年二期および「中華人民共和国刑法修正案（九）」同誌二〇一五年五期である。

（5）　楊新京「析〝両高〟《関于執行〈中華人民共和国〉刑法確定罪名的補充規定》」人民検察二〇〇二年一二期三一頁参照。

（6）　現行刑法の邦訳については、改正法（一一）施行時点のものとして野村稔・張淩『注解・中華人民共和国新刑法』（早稲田大学比較法研究所、二〇〇二年）が、また改正法（八）までの改正の経過を含めたものとして、甲斐克則・劉建利編訳『中華人民共和国刑法』（成文堂、二〇一一年）などがある。また旧刑法の邦訳については平野龍一・浅井敦編『中国の刑法と刑事訴訟法』（東京大学出版会、一九八二年）所収の浅井・近田尚已訳、中国研究所編『中国基本法令集』（日本評論社、一九八八年）所収の國谷知史・田中信行訳、宮坂宏編訳『増補改訂　現代中国法令集』（専修大学出版局、一九九七年）などがある。このほか、現行刑法の英訳として中国法制出版社編『中華人民共和国刑法：漢英対照』（中国法制出版社、二〇〇〇年）がある。

（7）　両者の主な違いとしては、「販売」には販売目的の買受けが含まれ得る点を挙げることができる。ここから、販売目的の買受行為それ自体を「販売」と評価することができるか否かが論点となっている。起草当局は薬物「販売」罪（三四七条）についてはこれを積極に解する（郎勝主編・前掲書六〇七頁参照）。実務も同様であるという（張明楷「簡評近年来的刑事司法解釈」清華法学八巻一期（二〇一四年）二三頁、李立衆「販売毒品罪中〝買入毒品即既遂説〟之反思」華東政法大学学報二〇二〇年一期二七～二九頁参照。なお両著者は消極説に立つ。張・同上二三～二四頁、李・同上二九頁以下参照）。したがって一七条二項のそれも同様に解されるものと目される。なお、こうした売買に関する刑法上の用語の整理については陳興良「相似与区別：刑法用語的解釈学分析」法学二〇〇〇年五期参照。

（8）　例えば郎勝主編・前掲書九九頁参照。

（9）　高橋和之ほか編集代表『有斐閣　法律学小辞典（第五版・CD版）』（ロゴヴィスタ、二〇一六年）参照。

（10）　郎勝主編・前掲書三〇二頁、許永安主編・前掲書一三五頁。

（11）　「単位」概念については、例えば但見亮「中国刑法における「単位」概念の限定化」早稲田大学大学院法研論集九七号（二〇〇一年）、小口彦太・田中信行『現代中国法（第二版）』（成文堂、二〇一二年）一三六～一三八頁参照。

刑法改正法（一一）新旧対照表

条	改正後	改正前
一	第一七条① 満一六歳以上の者が罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。 ② 満一四歳以上一六歳未満の者が、故意殺人・故意傷害致重傷または致死・強姦・強盜・薬物販売・放火・爆破・危険物質投入の罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。 ③ 満一二歳以上一四歳未満の者が、故意殺人・故意傷害の罪を犯し、よって人を死に至らせ、または特に残忍な手段により人に重傷を負わせて重大な障害を惹起し、情状が悪質であり、最高人民検察院が刑事責任追及を許可したときは、刑事責任を負わなければならない。 ④ 前三項の規定により刑事責任を追及する一八歳未満の者については、処罰をより軽くし、または減軽しなければならない。 ⑤ 一六歳未満であるために刑事処罰を科さない場合は、その父母またはその他の監護人に管理教育を命じる。必要なときは、法により特別矯正教育を行う。	第一七条①〔同上〕 ② 満一四歳以上一六歳未満の者が、故意殺人・故意傷害致重傷または致死・強姦・強盜・薬物販売・放火・爆破・毒物投入の罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。 〔新設〕 ③ 満一四歳以上一八歳未満の者が罪を犯したときは、処罰をより軽くし、または減軽しなければならない。 ④ 一六歳未満であるために刑事処罰を科さない場合は、その者の家長または監護人に管理教育を命じる。必要なときは、政府が収容して教養することもできる。
二	【安全運転妨害罪】 第一三三条の二① 走行中の公共交通手段の運転者に対して暴力を用い、または運転者から運転操縦装置を奪い取り、公共交通手段の正常な走行を妨害し、公共の安全に危険を及ぼした者は、一年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。 ② 前項に規定する運転者が走行している公共交通手段において濫りに持ち場から離れ、他人と殴り合い、または他人を殴打し、公共の安全に危険を及ぼしたときは、前項の規定により処罰する。 ③ 前二項の行為があり、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	〔新設〕

三	四
【②反則危険作業強制的命令・組織罪】 第一三四条①〔対象外〕 ② 他人に強制的に命令して規則に違反して危険を冒して作業させ、または重大事故の潜在的リスクが存在することを知りながら排除せず、なお危険を冒して組織して作業させ、そのために重大死傷事故が生じ、またはその他の重大な結果を惹起した者は、五年以下の有期懲役または拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、五年以上の有期懲役に処する。	【危険作業罪】 第一三四条の一 生産・作業中に安全管理に関する規定に違反し、次に掲げる事由のいずれかがあり、重大死傷事故またはその他の重大な結果が生じる現実的危険がある者は、一年以下の有期懲役、拘役または管制に処する。 （一）生産の安全に直接関わる監視制御・通報・防護・救命設備・施設を閉鎖し・破壊し、またはその関係データ・情報を改ざんし・隠匿し・破棄したとき。 （二）重大事故の潜在的リスクが存在するために法により生産営業停止・施工停止・関係設備・施設・場所の使用停止または危険排除の是正措置の即時実行を命じられたが、執行を拒んだとき。 （三）安全生産に関わる事項について法による承認または許可を経ず、無断で鉱山の採掘・金属の製錬・建築施工、および危険物の生産・経営・保管等の高度に危険な生産作業活動に従事したとき。
【②反則危険作業強制的命令罪】 第一三四条①〔対象外〕 ② 他人に強制的に命令して規則に違反して危険を冒して作業させ、そのために重大死傷事故が生じ、またはその他の重大な結果を惹起した者は、五年以下の有期懲役または拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、五年以上の有期懲役に処する。 〔二〇〇六年・改正法（六）により本条改正〕	〔新設〕 【偽造薬品生産・販売・提供罪】 第一四一条① 偽造薬品を生産し・販売した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を惹起し、またはその他の重い情状があるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。よって人を死に至
【偽造薬品生産・販売罪】 第一四一条①〔同上〕	

七	六	五
らせ、またはその他の特に重い情状があるときは、一〇年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処し、罰金または財産没収を併科する。 ② 薬品使用単位の人員が偽造薬品であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する。		
【薬品管理妨害罪】 第一四二条の一① 薬品管理法規に違反し、次に掲げる事由のいずれかがあり、人体の健康に重大な危害を及ぼすに足る者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。人体の健康に重大な危害を惹起し、またはその他の重い情状がある者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 (一) 国務院薬品監督管理部門が使用を禁止する薬品を生産し・販売したとき。 (二) 薬品関連の承認証明文書を取得せずに薬品を生産し・輸入し、または上述の薬品であることを知りながら販売したとき。 (三) 薬品の登録申請において虚偽の証明書・データ・資料・見本を提供し、またはその他の欺く手段を用いたとき。 (四) 生産・検査記録を捏造したとき。	【粗悪薬品生産・販売・提供罪】 第一四二条① 粗悪薬品を生産し・販売し、人体の健康に重大な危害を惹起した者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金または財産没収を併科する。 ② 薬品使用単位の人員が粗悪薬品であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する。	② 本条にいう偽造薬品とは、「中華人民共和国薬品管理法」の規定により偽造薬品に属し、および偽造薬品として処理する薬品・非薬品を指す。 (二〇一一年・改正法(八)により一項改正) 【粗悪薬品生産・販売罪】 第一四二条① 粗悪薬品を生産し・販売し、人体の健康に重大な危害を惹起した者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、販売金額の五〇%以上二倍以下の罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、販売金額の五〇%以上二倍以下の罰金または財産没収を併科する。 ② 本条にいう粗悪薬品とは、「中華人民共和国薬品管理法」の規定により粗悪薬品に属する薬品を指す。
〔新設〕		

	② 前項の行為があり、同時に本法第一四一条・第一四二条に規定する罪またはその他の犯罪をも構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	
【証券詐偽的発行罪】 第一六〇条① 株式募集説明書・株式申込書・会社・企業債権募集規則等の発行文書において重要な事実を隠匿し、または重大な虚偽の内容を捏造し、株式もしくは会社・企業債権・預託証券または国務院が法により認定したその他の証券を発行し、数額が巨大であり、結果が重大であり、またはその他の重い情状がある者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。数額が特に巨大であり、結果が特に重大であり、またはその他の特に重い情状がある者は、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。 ② 支配株主・実質的支配者が組織し・指示して前項の行為を実行させたときは、五年以下の有期懲役または拘役に処し、不法に募集した資金の金額の二〇％以上一倍以下の罰金を併科し、または単科する。数額が特に巨大であり、結果が特に重大であり、またはその他の特に重い情状があるときは、五年以上の有期懲役に処し、不法に募集した資金の金額の二〇％以上一倍以下の罰金を併科する。 ③ 単位が前二項の罪を犯したときは、単位を不法に募集した資金の金額の二〇％以上一倍以下の罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、第一項の規定により処罰する。	【株式・債権詐偽的発行罪】 第一六〇条① 株式募集説明書・株式申込書・会社・企業債権募集規則において重要な事実を隠匿し、または重大な虚偽の内容を捏造し、株式または会社・企業債権を発行し、数額が巨大であり、結果が重大であり、またはその他の重い情状がある者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、不法に募集した資金の金額の一％以上五％以下の罰金を併科し、または単科する。 〔新設〕 ② 単位が前項の罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、五年以下の有期懲役または拘役に処する。
【重要情報反則開示・不開示罪】 第一六一条① 法により情報開示義務を負う会社・企業が株主および社会の公衆に虚偽の、もしくは重要な事実を隠匿した財務会計報告を提供し、または法により開示しなければならないその他の重要な情報について規定による開示をせず、株主もしくはその他の者の利益を著しく損ない、またはその他の重い情状があるとき	〔同上〕 第一六一条 法により情報開示義務を負う会社・企業が株主および社会の公衆に虚偽の、もしくは重要な事実を隠匿した財務会計報告を提供し、または法により開示しなければならないその他の重要な情報について規定による開示をせず、株主もしくはその他の者の利益を著しく損ない、またはその他の重い情状があるとき	

は、その直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重いときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 ② 前項に規定する会社・企業の支配株主・実質的支配者が前項の行為を実行し、もしくは組織し・指示して実行させたとき、または関係事項を隠匿したことにより前項に規定する状況の発生を招いたときは、前項の規定により処罰する。 ③ 前項の罪を犯した支配株主・実質的支配者が単位であるときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、第一項の規定により処罰する。	は、その直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、三年以下の有期懲役または拘役に処し、二万元以上二〇万元以下の罰金を併科し、または単科する。 〔新設〕 〔新設〕 〔二〇〇六年・改正法（六）により本条改正〕
一〇 **【非国家職員収賄罪】** **第一六三条①** 会社、企業またはその他の単位の職員が、職務上の便宜を利用し、他人に財物を要求し、または他人の財物を不法に収受し、他人のために利益を図り、数額が比較的大きいときは、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。数額が巨大であり、またはその他の重い情状があるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が特に巨大であり、またはその他の特に重い情状があるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金を併科する。 〔二・三項は対象外〕	〔同上〕 **第一六三条①** 会社、企業またはその他の単位の職員が職務上の便宜を利用し、他人に財物を要求し、または他人の財物を不法に収受し、他人のために利益を図り、数額が比較的大きいときは、五年以下の有期懲役または拘役に処する。数額が巨大であるときは、五年以上の有期懲役に処し、財産没収を併科することができる。 〔二〇〇六年・改正法（六）により本条改正〕
一一 **【融資・手形引受・金融証票騙取罪】** **第一七五条の一①** 欺く手段により銀行またはその他の金融機関から融資・手形引受け・信用状・保証状等を取得し、銀行またはその他の金融機関に重大な損失を惹起した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。銀行またはその他の金融機関に特に重大な損失を惹起し、またはその他の特に重い情状がある者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、	〔同上〕 **第一七五条の一①** 欺く手段により銀行またはその他の金融機関から融資・手形引受け・信用状・保証状等を取得し、銀行またはその他の金融機関に重大な損失を惹起し、またはその他の重い情状がある者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。銀行またはその他の金融機関に特に重大な損失を惹起し、またはその他の特に重い情状がある者は、三年以

	罰金を併科する。 〔二項は対象外〕	上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 〔二〇〇六年・改正法（六）により本条追加〕
一二	**【公衆預金不法受入罪】** **第一七六条①** 公衆の預金を不法に受け入れ、または公衆の預金を形を変えて受け入れ、金融秩序を壊乱した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。数額が巨大であり、またはその他の重い情状があるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が特に巨大であり、またはその他の特に重い情状があるときは、一〇年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。 ② 単位が前項の罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、前項の規定により処罰する。 ③ 前二項の行為があり、公訴提起前に積極的に贓物返還・価額賠償をし、損害結果の発生を減少させたときは、処罰をより軽くし、または減軽することができる。	〔同上〕 **第一七六条①** 公衆の預金を不法に受け入れ、または公衆の預金を形を変えて受け入れ、金融秩序を壊乱した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、二万元以上二〇万元以下の罰金を併科し、または単科する。数額が巨大であり、またはその他の重い情状があるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、五万元以上五〇万元以下の罰金を併科する。 ②〔同上〕 〔新設〕
一三	**【証券・先物市場操縦罪】** **第一八二条①** 次に掲げる事由のいずれかがあり、証券・先物市場を操縦し、証券・先物取引価格または証券・先物取引高に影響を及ぼし、情状が重い者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）単独でまたは共謀し、資金の優位性・持株もしくは建玉の優位性を集中させ、または情報の優位性を利用して連合し、または連続して売買したとき。 （二）他人と通謀し、事前に約定した時間、価格および方式により相互に証券・先物取引をしたとき。	〔同上〕 **第一八二条①** 次に掲げる事由のいずれかがあり、証券・先物市場を操縦し、情状が重い者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）単独でまたは共謀し、資金の優位性・持株もしくは建玉の優位性を集中させ、または情報の優位性を利用して連合し、または連続して売買し、証券・先物取引価格または証券・先物取引高を操縦したとき。 （二）他人と通謀し、事前に約定した時間、価格および方式により相互に証券・先物取引を行い、証券・先物取引価格または証券・先物取引高に影響を及ぼしたとき。

（三）自己が実質的に支配する口座の間で証券取引を行い、または自己を取引対象として、先物契約を自己で売買したとき。 （四）取引成立を目的とせず、頻繁にまたは大量に証券・先物契約の買い・売り注文をすると共に注文を取り消したとき。 （五）虚偽または不確定の重大情報を利用し、投資者を誘導して証券・先物取引を行わせたとき。 （六）証券・証券発行者・先物取引の目的について公開で評価、予測または投資提案をし、同時に逆行する証券取引または関係先物取引をしたとき。 （七）その他の方法により証券・先物市場を操縦したとき。 〔二項は対象外〕	（三）自己が実質的に支配する口座の間で証券取引を行い、または自己を取引対象として、先物契約を自己で売買し、証券・先物取引価格または証券・先物取引高に影響を及ぼしたとき。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （四）その他の方法により証券・先物市場を操縦したとき。 〔一九九九年・改正法、二〇〇六年・改正法（六）により本条改正〕
一四 **【資金洗浄罪】** **第一九一条①**　薬物犯罪・黒社会性質の組織犯罪・テロ活動犯罪・密輸犯罪・公務上領得賄賂犯罪・金融管理秩序破壊犯罪・金融詐欺犯罪の所得およびそれが生み出した収益の出所および性質を仮装し・隠匿するために、次に掲げる行為のいずれかがあった者は、以上の犯罪を実行したことによる所得およびそれが生み出した収益を没収し、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が重いときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）資金口座を提供すること。 （二）財産を現金・金融手形・有価証券に転換すること。 （三）振替またはその他の支払決済方式を通じて資金を移転すること。 （四）越境して資産を移転すること。 （五）その他の方法により犯罪所得およびその収益の出所および	〔同上〕 **第一九一条①**　薬物犯罪・黒社会性質の組織犯罪・テロ活動犯罪・密輸犯罪・公務上領得賄賂犯罪・金融管理秩序破壊犯罪・金融詐欺犯罪の所得およびそれが生み出した収益であることを知りながら、その出所および性質を仮装し・隠匿するために、次に掲げる行為のいずれかがあった者は、以上の犯罪を実行したことによる所得およびそれが生み出した収益を没収し、五年以下の有期懲役または拘役に処し、資金洗浄の数額の五％以上二〇％以下の罰金を併科し、または単科する。情状が重いときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、資金洗浄の数額の五％以上二〇％以下の罰金を併科する。 （一）〔同上〕 （二）財産を現金・金融手形・有価証券に転換することに協力すること。 （三）振替またはその他の決済方式を通じて資金の移転に協力すること。 （四）資金の域外送金に協力すること。 （五）〔同上〕

	性質を仮装し・隠匿すること。 ② 単位が前項の罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、前項の規定により処罰する。	
一五	【資金収集詐欺罪】 第一九二条① 不法占有を目的として、詐欺の方法を用いて不法に資金を収集し、数額が比較的大きい者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が巨大であり、またはその他の重い情状がある者は、七年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金または財産没収を併科する。 ② 単位が前項の罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、前項の規定により処罰する。	② 単位が前項の罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、五年以下の有期懲役または拘役に処する。情状が重いときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 〔二〇〇一年・改正法（三）により本条改正、二〇〇六年・改正法（六）により一項改正〕 〔同上〕 第一九二条 不法占有を目的として、詐欺の方法を用いて不法に資金を収集し、数額が比較的大きい者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、二万元以上二〇万元以下の罰金を併科する。数額が巨大であり、またはその他の重い情状がある者は、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、五万元以上五〇万元以下の罰金を併科する。数額が特に巨大であり、またはその他の特に重い情状がある者は、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、五万元以上五〇万元以下の罰金または財産没収を併科する。 〔新設〕
一六	第二〇〇条 単位が本節第一九四条・第一九五条に規定する罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科することができる。数額が巨大であり、またはその他の重い情状があるときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が特に巨大であり、またはその他の特に重い情状があるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金を併科する。	第二〇〇条 単位が本節第一九二条・第一九四条・第一九五条に規定する罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科することができる。数額が巨大であり、またはその他の重い情状があるときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が特に巨大であり、またはその他の特に重い情状があるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金を併科する。 〔二〇一一年・改正法（八）により本条改正〕

一七	【登録商標模倣罪】 第二一三条　登録商標所有者の許可を経ずに、同一種類の商品・サービスにその登録商標と同様の商標を使用し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔同上〕 第二一三条　登録商標所有者の許可を経ずに、同一種類の商品にその登録商標と同様の商標を使用し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。
一八	【登録商標模倣商品販売罪】 第二一四条　登録商標を模倣した商品であることを知りながら販売し、違法所得の数額が比較的大きく、またはその他の重い情状がある者は、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。違法所得の数額が巨大であり、またはその他の特に重い情状がある者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔同上〕 第二一四条　登録商標を模倣した商品であることを知りながら販売し、販売金額の数額が比較的大きい者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。販売金額の数額が巨大である者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。
一九	【登録商標標章不法製造・不法製造登録商標標章販売罪】 第二一五条　他人の登録商標標章を偽造し・無断で製造し、または偽造し・無断で製造した登録商標標章を販売し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔同上〕 第二一五条　他人の登録商標標章を偽造し・無断で製造し、または偽造し・無断で製造した登録商標標章を販売し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。
二〇	【著作権侵害罪】 第二一七条　営利を目的として、次に掲げる著作権または著作隣接権を侵害する事由のいずれかがあり、違法所得の数額が比較的大きく、またはその他の重い情状がある者は、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。違法所得の数額が巨大であり、またはその他の特に重い情状がある者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）著作権者の許可を経ずに、その文字作品・音楽・美術・視聴覚作品・コンピュータソフトウェアおよび法律・行政法規に規定するその他の作品を複製発行し・情報ネットワークを通じて公衆に伝播させること。	〔同上〕 第二一七条　営利を目的として、次に掲げる著作権を侵害する事由のいずれかがあり、違法所得の数額が比較的大きく、またはその他の重い情状がある者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。違法所得の数額が巨大であり、またはその他の特に重い情状がある者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）著作権者の許可を経ずに、その文字作品・音楽・映画・テレビ・録画作品・コンピュータソフトウェアおよびその他の作品を複製発行すること。

	（二）他人が専有出版権を有する図書を出版すること。 （三）録音録画製作者の許可を経ずに、その製作した録音録画を複製発行し、情報ネットワークを通じて公衆に伝播させること。 （四）実演者の許可を経ずに、その実演を記録した録音録画製品を複製発行し、またはその実演を情報ネットワークを通じて公衆に伝播させること。 （五）他人の署名を模倣した美術作品を製作し・売り渡すこと。 （六）著作権者または著作隣接権者の許可を経ずに、権利者がその作品・録音録画製品等のために講じた著作権または著作隣接権を保護する技術的措置を故意に回避し、または破壊すること。	（二）〔同上〕 （三）録音録画製作者の許可を経ずに、その製作した録音録画を複製発行すること。 〔新設〕 （四）他人の署名を模倣した美術作品を製作し・売り渡すこと。 〔新設〕
二一	**【権利侵害製品販売罪】** **第二一八条**　営利を目的として、本法第二一七条に規定する権利侵害複製品であることを知りながら販売し、違法所得の数額が巨大であり、またはその他の重い情状がある者は、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。	〔同上〕 **第二一八条**　営利を目的として、本法第二一七条に規定する権利侵害複製品であることを知りながら販売し、違法所得の数額が巨大である者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。
二二	**【営業秘密侵害罪】** **第二一九条①**　次に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかがあり、情状が重い者は、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）窃盗、賄賂、偽り、脅迫、電子的侵入またはその他の不当な手段により権利者の営業秘密を取得すること。 （二）前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用を許すこと。 （三）秘密保持義務に違反し、または権利者の営業秘密保持に関する要求に反し、その知り得た営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用を許すこと。	〔同上〕 **第二一九条①**　次に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかがあり、営業秘密の権利者に重大な損失を惹起した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。特に重大な結果を惹起した者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （一）窃盗、利益による誘惑、脅迫またはその他の不当な手段により権利者の営業秘密を取得すること。 （二）〔同上〕 （三）約定に違反し、または権利者の営業秘密保持に関する要求に反し、その知り得た営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用を許すこと。

② 前項に掲げる行為であることを知りながら、当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、または他人に使用を許したときは、営業秘密侵害として論じる。 〔削除〕 ③ 本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者および営業秘密の所有者の許可を経た営業秘密使用者を指す。	② 前項に掲げる行為であることを知り、または知るべきでありながら、他人の営業秘密を取得し、使用し、または開示したときは、営業秘密侵害として論じる。 ③ 本条にいう営業秘密とは、公衆が知悉せず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性があり、かつ、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報および経営情報を指す。 ④〔同上〕
二三 【域外のための営業秘密窃取・探知・買受・不法提供罪】 第二一九条の一　域外の機構・組織・人員のために営業秘密を窃取し・探知し・買い受け・不法に提供した者は、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が重いときは、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔新設〕
二四 第二二〇条　単位が本節第二一三条から第二一九条の一までに規定する罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、本節各本条の規定により処罰する。	第二二〇条　単位が本節第二一三条から第二一九条までに規定する罪を犯したときは、単位を罰金に処し、あわせてその直接的に責任を負う主管者およびその他の直接責任者を、本節各本条の規定により処罰する。 〔同上〕
二五 【①②虚偽証明文書提供罪、③重大不実記載証明文書発行罪】 第二二九条①　資産評価・出資検証・認証・会計・会計監査・法的サービス・保証推薦・安全評価・環境影響評価・環境監視等の職責を担う仲介組織の人員が故意に虚偽の証明文書を提供し、情状が重いときは、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。次に掲げる事由のいずれかがあるときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 (一) 証券発行に関する虚偽の資産評価・会計・会計監査・法的サービス・保証推薦等の証明文書を提供し、情状が特に重いとき。 (二) 重大な資産取引に関する虚偽の資産評価・会計・会計監査等の証明文書を提供し、情状が特に重いとき。	第二二九条①　資産評価・出資検証・認証・会計・会計監査・法的サービス等の職責を担う仲介組織の人員が故意に虚偽の証明文書を提供し、情状が重いときは、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。 〔新設〕 〔新設〕

（三）公共の安全に関わる重大工事・プロジェクトにおいて虚偽の安全評価・環境影響評価等の証明文書を提供し、よって公共財産・国家および人民の利益に特に重大な損失を被らせたとき。 ② 前項の行為があり、同時に他人に財物を要求し、または他人の財物を不法に収受して犯罪を構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。 ③ 第一項に規定する人員が、著しく無責任であり、発行した証明文書に重大な不実の記載があり、重大な結果を惹起したときは、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。	〔新設〕 ② 前項に規定する人員が、他人に財物を要求し、または他人の財物を不法に収受し、前項の罪を犯したときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 ③〔同上〕
二六 **【強姦罪】** **第二三六条①** 暴力、脅迫またはその他の手段により女子を強姦した者は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 ② 一四歳未満の少女を姦淫した者は、強姦として論じ、より重く処罰する。 ③ 女子を強姦し・少女を姦淫し、次に掲げる事由のいずれかがある者は、一〇年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処する。 （一）女子を強姦し・少女を姦淫して情状が悪質であるとき。 （二）女子を強姦し・少女を姦淫して多数人に上るとき。 （三）公共の場で公衆の面前で女子を強姦し・少女を姦淫したとき。 （四）二人以上で輪姦したとき。 （五）一〇歳未満の少女を姦淫し、または少女に傷害を惹起したとき。 （六）被害者を重傷・死に至らせ、またはその他の重大な結果を惹起したとき。	〔同上〕 **第二三六条①**〔同上〕 ②〔同上〕 ③〔同上〕 （一）〔同上〕 （二）〔同上〕 （三）公共の場で公衆の面前で女子を強姦したとき。 （四）〔同上〕 〔新設〕 （五）〔同上〕

二七	【ケア職責人員性的侵害罪】 第二三六条の一① 満一四歳以上一六歳未満の未成年女性について監護・養子縁組・世話・教育・医療等の特殊な職責を負う人員が、当該未成年女性と性的関係をもったときは、三年以下の有期懲役に処する。情状が悪質であるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 ② 前項の行為があり、同時に本法第二三六条に規定する罪をも構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	〔新設〕
二八	【③児童わいせつ罪】 第二三七条③ 児童にわいせつな行為をした者は、五年以下の有期懲役に処する。次に掲げる事由のいずれかがあるときは、五年以上の有期懲役に処する。 (一) 児童にわいせつな行為をして多数人または多数回に上るとき。 (二) 多衆を集合させて児童にわいせつな行為をしたとき、または公共の場で公衆の面前で児童にわいせつな行為をし、情状が悪質であるとき。 (三) 児童に傷害またはその他の重大な結果を惹起したとき。 (四) わいせつの手段が悪質であり、またはその他の悪質な情状があるとき。 〔一・二項は対象外〕	〔同上〕 第二三七条③ 児童にわいせつな行為をした者は、前二項の規定によってより重く処罰する。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 (二〇一五年・改正法(九)により本条改正)
二九	【①職務上領得罪】 第二七一条① 会社、企業またはその他の単位の職員が、職務上の便宜を利用し、当該単位の財物を不法に自己のものとし、数額が比較的大きいときは、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。数額が巨大であるときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。数額が特に巨大であるときは、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金を併科する。 〔二項は対象外〕	〔同上〕 第二七一条① 会社、企業またはその他の単位の人員が、職務上の便宜を利用し、当該単位の財物を不法に自己のものとし、数額が比較的大きいときは、五年以下の有期懲役または拘役に処する。数額が巨大であるときは、五年以上の有期懲役に処し、財産没収を併科することができる。

三〇	【①資金流用罪】 第二七二条① 会社、企業またはその他の単位の職員が、職務上の便宜を利用し、当該単位の資金を流用して個人的使用に帰し、もしくは他人に貸し出し、数額が比較的大きく・三ヶ月を超えても返していないとき、もしくは三ヶ月を超えていないが、数額が比較的大きく・営利活動を行ったとき、または不法な活動を行ったときは、三年以下の有期懲役または拘役に処する。当該単位の資金を流用して数額が巨大であるときは、三年以上七年以下の有期懲役に処する。数額が特に巨大であるときは、七年以上の有期懲役に処する。 ② 国有会社・企業またはその他の国有単位において公務に従事する人員ならびに国有会社・企業またはその他の国有単位から非国有の会社、企業およびその他の単位に派遣されて公務に従事する人員に前項の行為があったときは、本法第三八四条の規定により罪責を認定して処罰する。 ③ 第一項の行為があり、公訴提起前に流用した資金を返還したときは、処罰をより軽くし、または減軽することができる。そのうち、犯罪が比較的軽微なときは、処罰を減軽し、または免除することができる。
三一	【⑤警察官襲撃罪】 第二七七条⑤ 現に法により職務を執行している人民警察官を暴力で襲撃した者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処する。銃器・管制刀具を使用し、または自動車を運転して追突する等の手段により、その人身の安全に重大な危険を及ぼしたときは、三年以上七年以下の有期懲役に処する。 〔一～四項は対象外〕 【詐称乗っ取り罪】 第二八〇条の二① 他人の身分を盗用し・冒用し、他人の取得した高等学歴教育入学資格・公務員任用資格・就職斡旋待遇を乗っ

	〔同上〕 第二七二条① 会社、企業またはその他の単位の職員が、職務上の便宜を利用し、当該単位の資金を流用して個人的使用に帰し、もしくは他人に貸し出し、数額が比較的大きく・三ヶ月を超えても返していないとき、もしくは三ヶ月を超えていないが、数額が比較的大きく・営利活動を行ったとき、または不法な活動を行ったときは、三年以下の有期懲役または拘役に処する。当該単位の資金を流用して数額が巨大であるとき、または数額が比較的大きく返還しないときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 ②〔同上〕 〔新設〕
	【公務妨害罪】 第二七七条⑤ 現に法により職務を執行している人民警察官を暴力で襲撃した者は、第一項の規定によってより重く処罰する。 〔二〇一五年・改正法（九）により五項追加〕

三二	取った者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科する。 ②　他人を組織し・他人に指示して前項の行為を実行させた者は、前項の規定によってより重く処罰する。 ③　国家職員に前二項の行為があり、その他の犯罪をも構成するときは、数罪併合処罰の規定により処罰する。	〔新設〕
三三	【高所物品投捨罪】 第二九一条の二①　建築物またはその他の高所から物品を投げ捨て、情状が重い者は、一年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。 ②　前項の行為があり、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	〔新設〕
三四	【不法債務取立罪】 第二九三条の一　次に掲げる事由のいずれかがあり、高利貸し等により生じた不法な債務を取り立て、情状が重い者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。 (一)　暴力・脅迫の方法を用いたとき。 (二)　他人の人身の自由を制限し、または他人の住宅に侵入したとき。 (三)　他人に脅し・つきまとい・嫌がらせをしたとき。	〔新設〕
三五	【英雄烈士名誉・栄誉侵害罪】 第二九九条の一　侮辱し、誹謗し、またはその他の方式により英雄烈士の名誉・栄誉を侵害し、社会公共の利益を損ない、情状が重い者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利の剝奪に処する。 【①賭博罪、②賭博場開張罪、③国（域）外賭博参加組織罪】 第三〇三条①　営利を目的として、多衆を集合させて賭博を行い、または賭博を業とした者は、三年以下の有期懲役、拘役または管	〔新設〕 【①賭博罪、②賭博場開張罪】 第三〇三条①〔同上〕

三六	制に処し、罰金を併科する。 ② 賭博場を開張した者は、五年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 ③ 中華人民共和国国民を組織して国（域）外の賭博に参加させ、数額が巨大であり、またはその他の重い情状がある者は、前項の規定により処罰する。
三七	【感染症防止妨害罪】 第三三〇条① 感染症防止法の規定に違反し、次に掲げる事由のいずれかがあり、甲類感染症および法により甲類感染症の予防・対策措置を講じると確定した感染症の伝播を引き起こし、または伝播の重大な危険がある者は、三年以下の有期懲役または拘役に処する。結果が特に重大であるときは、三年以上七年以下の有期懲役に処する。 （一）給水単位の供給する飲用水が国の規定する衛生基準に合致しないとき。 （二）疾病予防対策機構が提示した衛生上の要求により、感染症病原体に汚染された汚水、汚物、場所および物品を消毒処理することを拒絶したとき。 （三）感染症患者、病原体保有者および感染症疑い患者が国務院衛生行政部門の従事を禁止すると規定する当該感染症の拡散を容易にもたらす作業に従事することを許可し、または放任したとき。 （四）感染地区において感染症病原体に汚染され、または感染症病原体に汚染された可能性のある物品を売り渡し・運搬するに当たって、消毒処理をしなかったとき。 （五）県クラス以上人民政府・疾病予防対策機構が感染症防止法により提示した予防・対策措置の執行を拒絶したとき。 〔二・三項は対象外〕

	② 賭博場を開張した者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、三年以上一〇年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 〔新設〕 〔二〇〇六年・改正法（六）により本条改正〕
	〔同上〕 第三三〇条① 感染症防止法の規定に違反し、次に掲げる事由のいずれかがあり、甲類感染症の伝播を引き起こし、または伝播の重大な危険がある者は、三年以下の有期懲役または拘役に処する。結果が特に重大であるときは、三年以上七年以下の有期懲役に処する。 （一）〔同上〕 （二）衛生防疫機構が提示した衛生上の要求により、感染症病原体に汚染された汚水・汚物・糞便を消毒処理することを拒絶したとき。 （三）〔同上〕 〔新設〕 （四）衛生防疫機構が感染症防止法により提示した予防・対策措置の執行を拒絶したとき。

三八	【人類遺伝資源不法採集・人類遺伝資源材料密輸罪】 第三三四条の一　国の関係規定に違反し、わが国の人類遺伝資源を不法に採集し、またはわが国の人類遺伝資源材料を不法に運送し・郵送し・携帯して出域させ、公衆の健康または社会公共の利益に危害を及ぼし、情状が重い者は、三年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特に重い者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔新設〕
三九	【ゲノム編集・クローン胚不法移植罪】 第三三六条の一　ゲノム編集・クローンのヒト胚を人体もしくは動物の体に移植し、またはゲノム編集・クローンの動物胚を人体に移植し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。	〔新設〕
四〇	【環境汚染罪】 第三三八条①　国の規定に違反し、放射性を有する廃棄物、感染症病原体を含む廃棄物、有毒物質またはその他の有害物質を排出し、捨て、または処理し、環境を著しく汚染した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が重いときは、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。次に掲げる事由のいずれかがあるときは、七年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。 (一)飲用水の水源保護区・自然保護地の核心的保護区等の法により確定した重点保護区域において放射性を有する廃棄物・感染症病原体を含む廃棄物・有毒物質を排出し・捨て・処理し、情状が特に重いとき。 (二)国の確定した重要河川・湖沼水域に放射性を有する廃棄物・感染症病原体を含む廃棄物・有毒物質を排出し・捨て・処	〔同上〕 第三三八条　国の規定に違反し、放射性を有する廃棄物、感染症病原体を含む廃棄物、有毒物質またはその他の有害物質を排出し、捨て、または処理し、環境を著しく汚染した者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。結果が特に重大であるときは、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 〔新設〕 〔新設〕

	理し、情状が特に重いとき。 （三）大量の恒久的基本農田の基本的機能を喪失させ、または恒久的破壊を被らせたとき。 （四）多数人を重傷・重大疾病に至らせ、または人を重大な障害・死亡に至らせたとき。 ② 前項の行為があり、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔二〇一一年・改正法（八）により本条改正〕
四一	**【③陸生野生動物不法捕獲・買入・運搬・売渡罪】** **第三四一条③** 野生動物保護管理法規に違反し、食用を目的として第一項に規定するもののほかの野外の環境で自然に生長繁殖した陸生野生動物を不法に捕獲し・買い入れ・運搬し・売り渡し、情状が重い者は、前項の規定により処罰する。 〔一・二項は対象外〕	〔新設〕 〔二〇〇一年・改正法（二）により本条改正〕
四二	**【自然保護地破壊罪】** **第三四二条の一①** 自然保護地管理法規に違反し、国家公園・国家クラス自然保護区で開墾・開発活動を行い、または建築物を建築し、重大な結果を惹起し、またはその他の悪質な情状がある者は、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。 ② 前項の行為があり、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰がより重い規定により罪責を認定して処罰する。	〔新設〕
四三	**【侵略的外来種不法持込・解放・遺棄罪】** **第三四四条の一** 国の規定に違反し、侵略的外来種を不法に持ち込み、解き放ち、または遺棄し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。	〔新設〕
四四	**【興奮剤管理妨害罪】** **第三五五条の一①** スポーツ選手を勧誘し・教唆し・欺いて興奮剤を使用させて重要な国内・国際スポーツ競技大会に参加させ、ま	

	たはスポーツ選手が上述の競技大会に参加することを知りながらその者に興奮剤を提供し、情状が重い者は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。 ② スポーツ選手を組織し・これに強要して興奮剤を使用させて重要な国内・国際スポーツ競技大会に参加させた者は、前項の規定によってより重く処罰する。	
四五	【食品・薬品監督管理渎職罪】 第四〇八条の一① 食品薬品の安全の監督管理職責を負う国家機関職員が、職権を濫用し、または職務を懈怠し、次に掲げる事由のいずれかがあり、重大な結果を惹起し、またはその他の重い情状があるときは、五年以下の有期懲役または拘役に処する。特に重大な結果を惹起し、またはその他の特に重い情状があるときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 (一) 食品安全事故・薬品安全事件を隠して報告せず・虚偽の報告をしたとき。 (二) 発見した重大な食品薬品安全違法行為について規定による調査処理をしなかったとき。 (三) 薬品および特殊食品の審査承認・審査評価の過程において、要件に該当しない申請を許可したとき。 (四) 法により司法機関に移送して刑事責任を追及しなければならないが移送しなかったとき。 (五) 職権を濫用し、または職務を懈怠するその他の行為があったとき。 〔二項は対象外〕	〔新設〕 【食品監督管理渎職罪】 第四〇八条の一① 食品の安全の監督管理職責を負う国家機関職員が、職権を濫用し、または職務を懈怠し、重大な食品安全事故の発生を招き、またはその他の重大な結果を惹起したときは、五年以下の有期懲役または拘役に処する。特に重大な結果を惹起したときは、五年以上一〇年以下の有期懲役に処する。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔二〇一一年・改正法（八）により本条追加〕
四六	【②域外のための軍事秘密窃取・探知・買受・不法提供罪】 第四三一条①〔対象外〕 ② 域外の機構・組織・人員のために軍事秘密を窃取し・探知し・買い受け・不法に提供した者は、五年以上一〇年以下の有期懲役に処する。情状が重いときは、一〇年以上の有期懲役、無期懲役	〔同上〕 第四三一条①〔対象外〕 ② 域外の機構・組織・人員のために軍事秘密を窃取し・探知し・買い受け・不法に提供した者は、一〇年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処する。

	または死刑に処する。
四七	**第四五〇条**　本章は、中国人民解放軍の現役将校、文職幹部、士卒および軍籍を有する学員ならびに中国人民武装警察部隊の現役将校、文職幹部、士卒および軍籍を有する学員、ならびに文職人員、軍事任務を執行する予備役人員およびその他の人員に適用する。
	第四五〇条　本章は、中国人民解放軍の現役将校、文職幹部、士卒および軍籍を有する学員ならびに中国人民武装警察部隊の現役将校、文職幹部、士卒および軍籍を有する学員、ならびに軍事任務を執行する予備役人員およびその他の人員に適用する。

※本稿はＪＳＰＳ科研費18K01214の成果の一部である。